

平成20年2月28日

協同組合 日本接骨師会
会長 登山 勲 殿

全国共済農業協同組合連合会
自動車部 自動車損調業務G

「柔道整復師受診妨害防止周知徹底の要望」に対するご回答について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成20年2月19日に来会いただき、また、あらためて同日付文書にてご要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたしますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

この度の件につきまして、貴組合から情報提供いただきました資料を確認させていただくとともに、弊会山形県本部から対応経過を確認いたしました。その結果、弊会としては、被害者（患者様）に医療機関をご案内した経過につきましては、被害者から、受診されていた整形外科の診療時間についてご相談いただいたため、被害者のご希望に沿った医療機関をご案内したものと認識しています。また、被害者に後遺障害診断についてご説明していますが、ご希望の貴組合接骨院への受診を妨げるような行為はなく、この度の件について、貴組合がご指摘の被害者の医療選択の自由と柔道整復師医療に対する妨害はなかったものと認識しています。

なお、貴組合接骨院から弊会山形県本部及び山形おきたま農業協同組合に対して営業妨害を受けたため謝罪文を発出するよう主張されていること、またこの主張に対して顧問弁護士より平成20年1月22日付にて文書通知を行ったことについて、ご来会の折に貴組合としては殊更に問題とする意図をお持ちではない旨をお伺いし、ご理解賜りましたことについて感謝申し上げます。当該通知書は、前記の対応経過をふまえ、医師受療斡旋・整復師受診疎外に該当する行為や認識がないことを、あらためてご説明したものであることにつきまして重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後とも貴組合からご指摘のありました問題が発生することのないよう弊会山形県本部のみならず全都道府県本部に対して報告の徹底について通知・指導するとともに「柔道整復師の施術に関する妨害防止の注意」「柔道整復師施術の取扱いに関する留意点」の遵守を徹底し、業務に取り組んでいく所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上